

労働・生活保護・多重債務に関するリーフレット

# 法律は、 あなたの味方です



福岡県弁護士会

2014年

はじめに

このリーフレットは、市民の命や暮らしを守るために相談現場の最前線で活動されている行政、労働組合、NPOなどの民間団体などの相談員、ケースワーカー、支援者のみなさまに、法的トラブルの相談マニュアルとしてお使いいただけるように作成いたしました。

自死防止の取組みや貧困の解消が重要な課題となっている今日、解雇や賃金の未払いなど「労働」のトラブル、ヤミ金など「多重債務」のトラブル、最後の頼みの綱である「生活保護」に関するトラブルが、社会的・経済的弱者の生活再建の障害となり、自死の増加や貧困から脱却できないことの原因となっています。

しかし、これらのトラブルの多くは、このリーフレットをご覧いただければ分かるおと、法的に解決することが可能です。ぜひとも、相談員、ケースワーカー、支援者のみなさまから、相談者の方に対し、弁護士に相談するようアドバイスしてみてください。とりわけ、自死問題のゲートキーパーとなる支援者のみなさまには、「つなげる」ことができるということを知っていただきたいと思います。

私たち福岡県弁護士会では、憲法25条で保障されている生存権を守るために、労働トラブルや多重債務に関する相談は無料にしており、また生活保護の利用に関する相談、生活保護申請の同行、審査請求などについても弁護士会の援助制度を利用して、本人が費用負担をすることなく、法的支援を行っています。

**※詳しくは巻末の「弁護士会の法律相談のご案内」をご参照ください。**

また、福岡県弁護士会では、このリーフレットを使った相談員、ケースワーカー、支援者のみなさま向けに、派遣講師による講習会も行っています。ぜひ、職場や団体でご検討下さい。

憲法25条の生存権の保障が正しく機能し、すべての市民が健康で文化的な生活を送れる社会の実現を目指し、手を携えてともに頑張りましょう。

※このリーフレットの情報は2014年1月時点の法律に基づいています。

法律が改正された場合には、内容に変更が生じる場合がありますので、予めご了承下さい。

## 1 労働関連

- Q-1 労働時間、残業（割増賃金）について
- Q-2 解雇（解雇の理由、整理解雇の四要件）について
- Q-3 有期雇用の雇止めについて
- Q-4 派遣社員の解雇について
- Q-5 セクハラ・パワハラについて
- Q-6 賃金の切り下げ（労働契約、就業規則の変更）について
- Q-7 労働災害（労災の要件、種類、  
アルバイト・パート・派遣の場合、精神疾患、過労死）について
- Q-8 パートの権利（有給休暇、社会保障、年金等）について
- Q-9 労働条件の明示（書面での明示義務、明示する項目、最低賃金）について
- Q-10 労働審判の利用（ADR、団交の利用等）について

## 2 生活保護関連

- Q-1 概説（要件、保護基準、内容、決定、不服申立、保険・年金の免除）
- Q-2 生活保護の要件①（稼働能力のある場合）
- Q-3 生活保護の要件②（扶養義務者がいる場合）
- Q-4 生活保護の要件③（所持金がある場合）
- Q-5 生活保護の要件④（自動車がある場合）
- Q-6 生活保護の要件⑤（家賃が高すぎる場合）
- Q-7 生活保護の要件⑥（借金がある場合）
- Q-8 生活保護の要件⑦（定まった住所がない場合）
- Q-9 貧困ビジネス
- Q-10 生活保護を打ち切られそうなとき、保護費の返還を求められたとき

## 3 多重債務に関する問題

- Q-1 債務整理について（債務整理の方法、弁護士費用）
- Q-2 ヤミ金被害について（違法性、警察への被害届、弁護士への依頼）
- Q-3 追い出し屋について
- Q-4 ブラックリスト（債務整理のデメリット）について
- Q-5 差押禁止財産について

# 残業代を払ってもらえない…



## 質問

毎日のように残業していますが、残業代を払ってもらえません。どうしたらいいのでしょうか？



## アドバイス

あなたが週40時間、1日8時間を超えて働いた場合、使用者はあなたに残業代を支払わなければなりません。あなたが、パートタイマーや派遣労働者であっても同様です。「管理職」ということで残業代を支払わないとされている場合でも、働き方の実態によっては残業代を支払ってもらえる場合があります。

あなたが残業した時間帯や休日かどうか等によって支払われる残業代の額が異なります(下記参照)。

もっとも、残業代を支払ってもらうためには、あなたが、いつ、どのくらい残業をしたのかを証明する資料が必要になります。その資料とはタイムカードや出勤簿ですが、そのコピーを手に入れたり、手帳に自分で働いた時間(出勤・退勤時刻)をメモしたりしておくといでしょう。



### 【残業代の割増率】

①時間外労働	25%
②法定休日労働	35%
③深夜労働(午後10時~午前5時)	25%
④時間外と深夜が重なるとき	50%(25%+25%)
⑤休日と深夜が重なるとき	60%(35%+25%)

# えっ、私がクビだって!?



## 質問

突然会社から解雇を通告されました。  
どうしたらいいでしょうか。



## アドバイス

使用者が労働者を解雇するためには、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」(労契法16条)は、解雇権の濫用として無効です。まずは、使用者に解雇の理由の説明を求め(労基法22条)、その理由が合理的なものか検討しましょう。その際には、解雇の理由を書いた書面の交付を使用者に求めるとよいでしょう。

また、解雇に際して、使用者には、30日前までに労働者に予告するか、平均賃金の30日分以上を支払うことが義務づけられています。

使用者の経営難を理由とする解雇(いわゆる整理解雇)についても、以下の4つの要件がなければ許されないとされています。

- ①人員削減の必要性が存在すること
- ②解雇回避のための努力が尽くされていること
- ③解雇される者の選定基準及び選定が合理的であること
- ④事前に説明・協議義務を尽くしたこと



# 「次は更新しない」 と言われたけれど…



## 質問

会社と1年契約で労働契約を結んで、これまでに何回も更新してきましたが、突然会社から「次は更新しない」と言われました。仕事を続けることはできないのでしょうか？



## アドバイス

期間の定めのある労働契約の場合、期間が満了すれば契約は終了するのが原則です(これを「雇止め」といいます)。

しかし、過去に期間の定めのある労働契約が何回も繰り返されていて、期間の定めのない契約と同視できる場合や、「今後もきっと更新され続けていくはずだ」という雇用継続への合理的な期待が認められるときに、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない」場合には雇止めは許されません(労契法19条)。

また、同じ使用者との間で、期間の定めのある労働契約が通算5年(※平成25年4月から起算して)を超えて繰り返される場合は、労働者からの申し込みにより、期間の定めのない労働契約に転換します(労契法18条)。そうすると、雇止めはできなくなり、解雇の要件が満たされなければ、権利濫用として無効となります。



# 派遣社員ですが 解雇されました…。



## 質問

6か月の有期契約で派遣社員として働いているのですが、まだ3か月しか経過していないのに、いきなり解雇すると言われました。その理由は、派遣先の上司が私のことを嫌いに関係がうまくいっていないことを理由に派遣契約を打ち切ると言っているからだそうです。  
このような解雇は許されるのでしょうか。



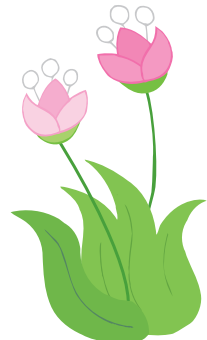
## アドバイス

あなたの解雇は許されない可能性が高いです。

派遣労働者の解雇についても、原則として通常の解雇(4頁)や雇止め(5頁)と同様に考えることができます。

したがって、解雇が「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない」(労契法16条)ときは解雇は認められません。つまり、上司との関係が悪いというだけでは解雇の「合理的な理由」にはなりません。

また、期間途中の解雇は、やむをえない事由がなければできません。仮に派遣先が派遣契約を解除したとしても、それだけでやむをえない事由があるということにはなりませんので、他に理由がなければ派遣元による解雇は許されないと考えられます。



# 上司からの セクハラ・パワハラ



質問

会社の上司が私の異性関係をしつこく聞いたり、休日に二人だけで食事に行こうと何度も誘って来たりします。私が断ると、次は私に仕事をさせてくれなくなり、連日「さっさと辞めろ」などと言うので、精神的に参ってきました。これはセクハラやパワハラではありませんか。



## アドバイス

上司の言動は、セクハラやパワハラに当たる可能性があります。

セクハラとは、職場において行われる性的な言動で労働者の対応によりその労働条件につき不利益を受けること、またはその性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること(男女雇用機会均等法11条)をいいます。

パワハラとは、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」(厚生労働省報告書)をいいます。

職場でセクハラ・パワハラをされた場合には、相手に対する損害賠償請求だけでなく、会社に対して必要な措置をとるよう求めることもできます。

会社がとるべき措置としては、相談に適切に対応するための体制の整備や、相談者のプライバシー保護、被害拡大防止措置があります。また、相談したことや事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならないとされています(厚労省指針)。

もし会社が適切な防止措置をとらない場合には、会社に対して損害賠償やセクハラの中止措置等を請求することもできます。



# 「賃金を25%カットすると一方的に通告されました…」

Q

質問

従業員50人ほどの会社(労働組合なし)で正社員として働いています。先日、会社から、不況の影響で会社の経営状態が厳しくなったとして、賃金を25%カットしたいという提案がありました。私をはじめ多くの従業員がこの提案には応じなかったところ、会社は、従業員の賃金を一律25%カットするという内容の就業規則の変更を行い、来月分からこれを適用するといっています。来月からは賃金が引き下げられてしまうのでしょうか。

A

## アドバイス

就職のときに、労働者は会社(使用者といいます。)と対等の労働契約を結んでいるので、原則として、労働者の同意を得ないで使用者が勝手に賃金などの契約内容を不利益に変更することはできません。ただ例外的に、一定の条件の下で、合理的といえる場合に就業規則の改定による労働条件の変更が認められることがあります(労働契約法10条)。本件の場合、賃金という重要な条件が大幅に切り下げられてしまうことから、労働者の受ける不利益は極めて大きいといえます。また、経営状態の悪化を変更の理由としていますが、使用者が経費節減や遊休資産の売却などの措置をとっていない場合は、労働条件変更の必要性が高いとは認められにくいでしょう。さらに、賃金を引き下げるにしても、労働者の生活に配慮して段階的に引き下げをするのではなく、いきなり来月から大幅な引き下げを行おうとしていることから、十分な経過措置があるともいえません。これらの事情を総合的に考慮すれば、本件の就業規則の改定による賃金の引き下げは合理的とはいえず、あなたは今までどおりの賃金を受ける権利があるといえるでしょう。

# アルバイトがうつ病になっても 労災は下りるの？



私の息子はアルバイトとして飲食店に勤務していましたが、人手不足で連日深夜まで働いた結果、うつ病になってしまいました。会社に労災ではないかと相談したところ、「自己責任。うちは一切協力しない。」と取りつく島もありませんでした。このようなケースで労災申請はできるのでしょうか？



## アドバイス

労災保険は、労働者が業務上または通勤途中に病気やケガ等をした場合に支給されるものであり、労働者を1人でも使用している事業所は全て労災保険が適用されます。たとえ、使用者が労災保険料を支払っていなかったとしても労災給付を受けられます。被保険者（労災給付の対象者）は「労働者」であればよく、正社員はもちろん、パート・アルバイト、派遣労働者の方も適用対象となります。

主な労災給付としては、①休業補償（就労不能期間につき、賃金の6割を支給）、②療養補償（医療費）、③障害補償（後遺症が残った場合に1～14級に応じて支給）、④遺族補償（遺族に一時金又は年金として支給）等があり、本件のケースでは①と②をまず申請することになります。労災申請は労働者や遺族が行うことを原則としていますので、会社が労災申請手続に協力しなくとも諦める必要はありません。

本件のように、過重労働やパワハラによってうつ病等の精神障害を発症し、労災申請に至るケースが増加傾向にあり、厚生労働省の「心理的負荷による精神障害の認定基準」によれば、発症前半年間に、概ね月100時間以上の時間外労働を行っていた等の事情が認められれば労災として認定されます。

# パートは有休がもらえないの？



スーパーで、1年前から、1日3時間、週5日、時給800円のパートタイムで働いているのですが、先日はじめて仕事を休みたいと店長に申し出たところ、「休むのは構わないけれど、その分は収入が減ることになる」と言われました。パートの私は有給休暇を取ることはできないのでしょうか。



## アドバイス

いわゆるパートでも労働者ですから、会社の雇い入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤していれば、有給休暇を取ることができます(労働基準法39条)。

あなたの場合、法律が定める条件を満たしていますので、有給休暇を取得し、1日出勤した場合と同じ2400円(3時間×800円)の収入を得ることができます。

また、パートでも業務中にケガを負ったり病気になった場合には、労災保険の対象ですし、一定の条件を満たせば、雇用保険や健康保険、厚生年金保険の被保険者となることもできます。

なお、雇用保険の加入条件は、①1週間の所定労働時間が20時間以上であること、②31日以上の雇用見込みがあること、です。また、健康保険の加入条件は、正社員と比較して①1日の所定労働時間がおおむね4分の3以上、②1か月の労働日数がおおむね4分の3以上、です。



# 労働時間や有給休暇の条件などについて 会社が教えてくれない…



勤務先の会社では、有給休暇や労働時間、退職金などの条件について、何も教えてくれないので、有給休暇をとりたくても、そもそも有給休暇が何日あるのかわかりません。どうしたらよいのでしょうか。



## アドバイス

労働基準法は、労働者の雇入れに際し、使用者は労働条件に関する一定の事項を明示すべきことを義務づけています(労働基準法第15条1項)。そのうち、有給休暇や労働時間、退職金などの特に重要については、必ず書面を交付して明示しなければなりません。したがって、あなたが、勤務先の会社から有給休暇等の条件に付いて、書面で明示されていない場合は、その会社に対して、書面により労働条件を明示するよう請求することができます。なお、



使用者が労働条件の明示義務に違反した場合には、30万円以下の罰金に処せられることがあります。もちろん、明示される労働条件については、労基法で定められた最低限の基準(労働時間:1日8時間/週40時間、有給休暇:全労働日の8割以上出勤で半年経過後から10日間付与)を満たすものでなければならぬことは言うまでもありません。

# 労働に関するトラブルにはどんな解決方法があるの？

Q

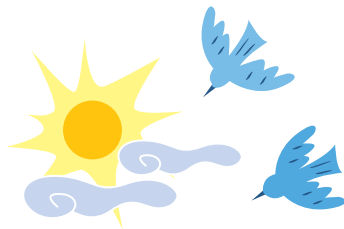
質問

私は先日、突然勤めていた会社から勤務態度が悪いという理由で解雇されてしまいました。納得がいかないのですが、会社を訴えたいのですが、裁判ではなく労働審判という制度もあると聞いたことがあります。労働審判とはどういうものですか。裁判とは何が違うのですか。また、それ以外にも労働に関するトラブルの解決方法があれば教えてください。

A

## アドバイス

労働審判というのは個別の労働紛争を労働審判委員会(裁判官1名と労働関係の専門知識・経験を有する労働審判員2名の計3名)が、原則として3回以内の期日で審理をする制度です。福岡県内では福岡地裁と同小倉支部の2箇所で行われています。労働審判では、一般に、まず話し合いによる解決(調停)を試みますが、話し合いで解決しない場合には審判を行います。調停が成立した場合や審判がなされた場合で当事者から異議が出されなかった場合、裁判上の和解と同じ効力を持ちますので、これに基づいて強制執行をすることもできます。裁判との違いについては、労働審判は原則として3回以内の期日で審理されますので、労働審判の申立から2、3ヵ月以内には結論が出ます。裁判を起こすと、一般には提訴から半年~1年以上はかかることが多いため、この点で労働審判は裁判に比べ短期間の紛争解決が期待できるといえます。裁判、労働審判以外の労働に関するトラブルの解決方法としては弁護士による交渉のほか、都道府県労働局長の助言指導、都道府県の労働者支援事務所での相談・あっせん、労働局の紛争調整委員会によるあっせん、福岡県弁護士会の紛争解決センターの利用、労働組合を通じた団体交渉等があります。



## (1) 概説

保護開始の要件

(原則)

- ① 保護が必要な状態であること  
収入認定額が最低生活基準を下回っている状態です(右図参照)。
- ② 能力・資産を活用していること
- ③ 申請すること

住んでいる所(ないときは、現在いる所)にある役所の保護課(福祉課などの名称の場合もあります)で「申請します」と言います。通常は役所にある申請書に記入し、提出しますが、自作の申請書を持っていっても構いません。

以上のほかに、窓口では、日本国籍(または難民認定を受けている者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者などの在留資格)があることも要求されます。

(例外)

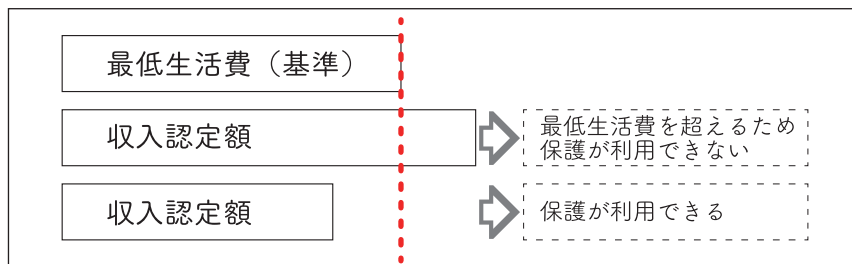
資産等があってもお金に換えてすぐに生活費に充てられないような緊急の場合には、一旦保護を開始し、後でお金に換えられたときにもらった保護費を返すようにすることも可能です。

## (2) 最低生活基準(生活保護基準)

家族構成員の年齢、人数、健康状態など世帯の必要に応じて計算した合算額です。

福岡市(1級地の2)で、夫(33)、妻(29)、子(4)の3人家族の場合、生活扶助費は147,990円です。11~3月は4,490円の加算があり、家賃があれば48,000円を上限として実費が支給されます(2014年1月現在)。これとは別に、児童手当を受け取ることができます。

収入認定額…家族の収入から一定の控除額を引いた金額



### (3) 保護の内容

生活扶助（衣食、光熱水費などの日常生活費）

住宅扶助（家賃・地代など）

教育扶助（義務教育に必要な学用品費など）

医療扶助（医療費）

介護扶助（介護サービスなどの費用）

出産扶助（出産費用）

生業扶助（高校就学費用、技能習得のための費用など）

葬祭扶助（葬儀費用）があります。

日常的な費用だけでなく、特別な場合には一時的な費用（敷金など）が支給されることがあります。

### (4) 決定、不服申立て

申請があった日から14日以内（最大30日以内）に書面で理由を付けて決定の内容を通知しなければなりません。決定に納得できなければ決定があったことを知った日の翌日を1日目として60日以内に不服申立て（審査請求）をすることができます。

### (5) 国民健康保険、国民年金など

生活保護が開始されると、国民健康保険は適用されなくなるので、保険料を支払う必要がなくなります。国民年金保険料、住民税・固定資産税、NHK受信料は免除、上下水道料金は一定額が免除されます。

# 「働ける人は駄目ですよ。」 と言われたけれど…



## 質問

福祉事務所に相談に行ったのですが、「働く能力がある人は生活保護を受けられません。」と言われました。本当にそうなのでしょうか？



## アドバイス

そうではありません。

働く能力がある人でも、能力に応じた働く場がない場合は、生活保護を受けられる可能性があります。まず、生活保護法4条1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る…能力…を、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、「利用し得る能力」とは働いて収入を得る能力を意味します。すなわち、申請者に働く能力と意思があり、実際に働いていれば、最低生活費の不足分について生活保護を受けられます。申請時に実際に働いていなくても、働く意思があるのに働く場が得られない場合は、生活保護を受けることができます。

ただし、働く意思がないと判断されて保護申請を却下されたり、審査請求や裁判でも、働く意思があったか否かが争いになったりすることもあります。その場合、働く意思があったかどうかは、就職活動の状況によって判断されることとなりますので、就職に向けて、できる限りの努力はすべきですし、それを証拠に残しておいた方がいいです。例えば、可能な限り身なりを整えて採用面接に臨むとか、ハローワークで「求職受付票」を作ってもらって、ハローワークに通う都度、日付印を忘れず押印してもらうことなどです。また、自分でも就職活動の内容を記録しておいたほうがいいでしょう。



# 私自身は収入がないのに…



質問

生活保護を受けたいのですが、保護課の担当者から、「あなたの息子さんは、収入が多くあるので、息子さんから仕送りをもらいなさい」と言われました。しかし、息子とは折り合いが悪く頼めません。私は保護を受けることができますか？



## アドバイス

保護を受けることは可能です。生活保護法では、扶養義務者が仕送りをすることを保護適用の前提条件とはしていないからです。生活保護法第4条1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と定めているのに対し、同条2項において、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と定めており、あえて「要件(条件)として」という言葉をつかっていません。この「優先して」というのは保護受給者に対して実際に扶養援助(仕送り等)が行われた場合は収入認定して、その援助の金額の分だけ保護費を減額するという意味です。

また、民法877条1項においては、直系血族及び兄弟姉妹には扶養義務が定められていますが、裁判例等で、親に対する扶養義務は、「生活扶助義務」すなわち「社会的地位にふさわしい生活をした上で、なお余裕があれば援助する義務」とされています。どの程度の扶養をすべきかは、まずは当事者間の話し合いで決め、話し合いがつかない場合には家庭裁判所が一切の事情を考慮して決めることとなります(民法879条)。家族間の関係は様々ですので、一定の基準を設け、一律・機械的に判断することはできません。したがって、他の要件に問題がなければ、生活保護を受給することが可能です。ただし、今後、息子さんから仕送り等を受けた場合にはその金額分については収入として認定され、保護費が差し引かれることになります。

# 「所持金があるのですが…」



質問

福祉事務所に相談に行ったところ、「お金がなくなっ  
てからもう一度来なさい。」と言われました。所持金  
があると、生活保護は受けられないのでしょうか。



## アドバイス

現金や預貯金などの所持金があっても、生活保護は利用できま  
す。お金をすべて使い切ってからでないとい生活保護を受けられないと  
いうことはありません。

ただ、現在の運用では、生活保護開始の時点で、所持金は、月々支  
給されることになる最低生活費（医療扶助、介護扶助を除く）の半分  
までしか持てないことになっています。

そのため、所持金が最低生活費の二分の一を超える場合には、その  
超える部分について、最初の支給額から減額される扱いとなっていま  
す（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活  
保護法による保護の実施要領の取扱いについて」第10問10の2）。



# 「車を使っているのですが…」



車を所有したまま生活保護を利用することはできるでしょうか。また車を借りている場合はどうでしょうか。



## アドバイス

現在の福祉事務所は自動車の保有（所有）を原則として認めない運用をしています。自動車は資産なのでお金にして生活費に充てるべきと考えられており、障がいのある人や公共交通機関の利用が困難な地域に住んでいる人で自動車の処分価値が小さい場合など、限られた場合しか自動車の保有を認めていないのです。しかし自動車保有の必要性が高く、処分価値が小さい場合は、その旨主張するべきです。

いずれにせよ、「自動車を保有・借用している」からといって保護が開始されない訳ではありませんので、保護の必要性を主張して保護の開始を求めるべきです。その後、自動車保有を認めてくれない場合は、審査請求や訴訟も視野に入れた対応を迫られることもあります。

自動車を借用することも原則禁止の運用をしている場合があります。しかし借用の場合は所有の場合とちがい、借用をやめても売却代金が手に入るわけではありませんし、むしろ保護世帯の支出を節約できる場合も多いです。したがって、自動車を使用する必要性・妥当性を主張するべきです。それでも自動車借用を認めてくれない場合は、審査請求や訴訟も視野に入れた対応を考える必要があります。



# 家賃が高いと生活保護は受けられないのですか？



現在住んでいるアパートの家賃は、保護費として出る家賃よりも高いようなのですが、その場合、生活保護は受けられないのでしょうか？



## アドバイス

「家賃が高すぎる」ことは、生活保護申請を拒否する理由になりません。

確かに、住宅扶助費は、一定の基準額を上限に、実際に必要な額が支給されます。家賃が基準額を超えた場合、基準額が支給されるだけで、差額家賃分は自己負担となります。もし、ケースワーカーから、「家賃が高すぎるから、保護を受けることはできない。」といわれたら、「保護開始後、引越代などを出してもらえれば引っ越します。」と言いましょ。保護が開始された後、保護課の指導に従い引っ越す場合には、基準に基づき、敷金や引越代等が支給されます。

仮に「保護開始後、引越代などを出してもらえれば引っ越します。」と言っても、生活保護の申請を拒否された場合は、お近くの福岡県弁護士会・法律相談センターまでお電話ください。



# 「借金があると、生活保護を受けられない？」



質問

生活保護を受けたいと考えているのですが、私にはサラ金など数社に借金があります。このような借金があると、生活保護を利用できないのでしょうか…？



## アドバイス

借金があるからといって、生活保護を利用することができないということはありません。

ただ、生活保護費は、あくまで生活に困っている人の生活費として支給されるものですから、生活保護費をサラ金などへの借金の返済のために充てることはできません。ですから、借金については、弁護士の協力を得て、きちんと整理する必要があります。

生活保護を受けなくてはならないくらいお金に困っているのに弁護士費用なんて支払えない…と思われるかもしれませんが、福岡県弁護士会の無料法律相談や、法テラスの民事法律扶助制度(無料法律相談及び弁護士費用の立替払い制度)を利用することが可能です。

生活保護の申請の際には、「借金については、弁護士に相談して整理する予定です」と伝えるとよいでしょう。



# 「路上生活者です。 部屋を借りたいんですけど…」



質問

ずっと路上で生活をしてきましたが、もう体がしんどくて、アパートで生活がしたいです。でも、アパートを借りる費用がありません。どうしたらよいでしょうか。



## アドバイス

生活保護を受給すること、福岡市や北九州市の場合、自治体のホームレス自立支援計画に基づく自立支援施策（「ホームレス自立支援センター」等への入所）の適用を受けること、ホームレス支援を行っている施設（抱樸館福岡など）に入所することなどが考えられます。

ホームレス自立支援施策とは、市が関わって運営している施設に入所し、衣食住の保障を受けて就職し、お金を貯めながら6ヶ月を目的に自立するという仕組みです。

もっとも、この仕組みや集団生活になじまない方は、通常どおり生活保護の受給を検討すべきです。福祉事務所は生活保護よりも自立支援施策を勧めがちですので、保護申請をさせてもらえないなどお困りの場合は、弁護士会の生活保護支援システムにご相談ください（p.29参照）。



# 「貧困ビジネス」 ってなんですか？



## 質問

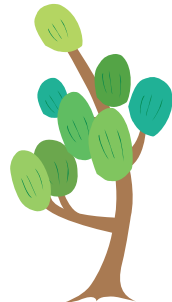
生活保護を受給し、無料・低額宿泊施設に入所しています。毎月の生活保護費はお小遣い1000円を除いて、管理人に渡しています。管理人がそのお金をどのように使っているのかわかりません。もしかしたら使い込まれているかも…。どう対処したらよいですか。



## アドバイス

「貧困ビジネス」とは、生活困窮者を無料・低額宿泊施設に入所させ、毎月の生活保護費や年金を搾取するような問題のある施設運営を指します。

まず、生活保護費を使い込んでいるような施設の場合、その施設から転居することが望ましいでしょう。引っ越し費用は、生活保護受給者の場合、一定の要件を満たせば行政から支出してもらえます。もし、転居にあたり入所施設から違約金等の金銭の請求を受けた場合、「公序良俗違反」に該当し、支払う必要がない場合があります。また、事業者が公園等で声をかけ、事務所に同行してそのまま契約した場合や、事業者の営業所以外の場所で契約した場合には、特定商取引法に基づくクーリングオフができる場合もあります。弁護士にご相談ください。また、問題のある無料低額宿泊施設については、生活保護課を通して県知事や市長に情報提供をするとよいでしょう。



# 「生活保護が 廃止されないか不安です」



## 質問

生活保護を受給しているのですが、持病のために仕事できません。しかし、医師の診断では「1日数時間の軽作業であれば可能」とされたために、福祉事務所のケースワーカーから就労するように指導されています。このまま就労しない状況が続くと保護が止められてしまうのでしょうか…？



## アドバイス

医師から「1日数時間の軽作業であれば可能」と診断されても、そのような条件で見つからないことは十分に考えられます。ハローワークなどで仕事を探す努力を続けていれば、仮に就労できなくても指導に違反していることにはなりません。ですから、就労の努力をし、それを担当ケースワーカーにきちんと説明している限り、保護が打ち切られることはないと考えられます。また、福祉事務所の指示に従わなかったことを理由に生活保護を廃止する場合、文書での指導や本人の言い分を聞く機会を与えるなど慎重な手続きを踏まなければなりません。突然、指示に従わなかったことを理由に保護を廃止することは違法です。もし不合理な理由で、または手続きを経ずに保護が廃止された場合は、都道府県知事に対して「審査請求」という不服申し立てができます。福岡県弁護士会では、このような生活保護に関する審査請求の支援も行っています。また、保護費の返還を求められた場合、その理由の検討が必要ですし、様々な控除を受けられることもあります。行政から返還請求を受けた場合も、ぜひ一度弁護士にご相談ください。



# 「借金の返済が厳しく なってきたんですが…」



数年前、生活費が足りなかったときに、カードのキャッシングをしました。これまでは毎月きちんと返していましたが、給料が減って支払いができなくなりそうです。どうしたらいいですか。



## アドバイス

債務(借金)の整理は、弁護士にご相談ください。弁護士が依頼を受けて債務整理の開始通知を送ると、とりあえず請求はストップします。その後、無理なく支払っていける方法・額で和解をし、新たな借入れをしないで生活を立て直すことを目指します。

返済の余裕がまったくない場合や借金の総額が大きい場合には、「自己破産」や「個人再生」という方法で債務を減免できる場合もあります。

消費者金融(サラ金)などは、法律の制限よりも高い利息をとっている場合も多いので、その場合は払いすぎた利息を取り戻すことも可能です。

弁護士費用についても、分割払いや法テラスを利用した立て替え制度を利用できる場合がありますので、お気軽にご相談ください。



# 「ヤミ金から 借りてしまった…」



ヤミ金からお金を借りてしまいました。返済予定日には取立の電話が何度もかかってくるし、「返せない」というと、「上司や家族に払ってもらおう」とどなられます。どうしたらよいのでしょうか。



## アドバイス

貸金業を営むためには、貸金業登録をすることが必要で、貸金業者には、出資法で上限金利(年20.0%)の規制があります。貸金業登録をしていない、または出資法違反の高金利を取る貸金業者はすべて「ヤミ金」です。ヤミ金の貸付行為は、貸金業法、出資法違反の犯罪行為です。ヤミ金は、違法な金利の取得を目的としているので、元本を含めて一切返済義務はありません。あなたはヤミ金に借りたお金を含めて、一切払う必要はないのですが、ヤミ金はこのことを知りながら、「借りたものは返せ」などとあなたに執拗に請求をしています。まずはあなたがヤミ金に「これ以上返済しない」と固く心に決め、毅然とした態度でヤミ金に接することが何より必要です。ヤミ金は犯罪集団であり、あなたは犯罪の「被害者」です。お近くの警察署の生活安全課に相談し、被害届を出してください。

弁護士にご相談いただいた場合、弁護士は受任したことを電話で相手に伝え、「今後一切返さない」と伝えます。一定の期間は督促の電話が続くこともありますが、たいていはヤミ金も請求を諦めることになります。

# 「家賃を滞納したら、玄関に 『家賃を支払え。』 との貼り紙をされた…」

## Q 質問

家賃を2ヵ月ほど滞納してしまいました。すると、不動産管理会社が、私の部屋の玄関ドアに「家賃を支払え。」との張り紙をしました。「早く支払わないと玄関の鍵を取り換える」とも言われています。ですが、今の収入では滞納している家賃を支払うことはできません。どうしたらいいでしょうか。

## A

### アドバイス

賃貸物件について家賃を滞納すると、玄関ドアに貼り紙をしたり、強制的に鍵を変えたりする、いわゆる追い出し屋の被害が増えています。酷い場合には、勝手に室内に入り、家財道具を処分するという事例もあるようです。これらの追い出し屋の行為はいずれも違法行為です。家賃を滞納している事実を第三者に知らせるような形で掲示する行為は、名誉毀損となりうるものです。また、入居者に退去を要求する場合には、適切な法的手段を講じることが必要であり、鍵を勝手に変えて、入居者を締め出すことは許されません。また、大家さんであっても、入居者の許可なく室内に入ることは住居侵入罪となりますし、家財を勝手に処分すれば、器物損壊罪、窃盗罪などが成立する可能性もあります。このような行為につき、入居者の管理会社に対する損害賠償請求を認めた裁判例も存在します。

# 「ブラックリスト に載ったらどうなるの？」



借金が払えなくて、弁護士に相談したいと思っています。でも、債務整理をすると、ブラックリストに載って困るというウワサも色々聞いていて不安です。ブラックリストに載ったら、どうなるんですか。



## アドバイス

債務整理を行うと、「信用情報機関」に「事故情報」が登録されてしまいます。これが、いわゆる「ブラックリスト」です。債務整理を行った場合だけでなく、例えば支払い予定日より3か月間支払いが遅れたような場合にも、ブラックリストに登録されます。ブラックリストに載ってしまうと、通常、一定期間新たな借入をすることができなくなります。自動車ローンを組むことやクレジットカードを作ることもできなくなります。ただし、ブラックリストに載ったからといって、普通は、就職が不利になったり、資格が制限されたりするようなことはありません。

なお、ブラックリストの登録期間は、一般に、自己破産の場合は5年から10年、任意整理や過払い金請求の場合は5年程度とされています。その期間が経過すれば、ブラックリストの登録は削除されますので、新たにローンを組むことも可能になります。



# 「給料の差し押さえを受けたら生きていけない…」



質問

借金の返済が滞っていて、貸金業者から「給料を差し押さえる」と言われました。給料を差し押さえられたら、どうやって生活して行けばいいのでしょうか。



## アドバイス

給料の差し押さえに関しては、法律で、手取りの4分の3（または33万円のいずれか少ない額）を上限として差し押さえが禁止されています。たとえば手取り月給額が20万円の場合は、5万円分は差し押さえられてしまいますが、15万円は引き続き受け取ることが可能です。

ただし、差し押さえ禁止分の給料だけでは生活していくことが困難なことも多いと思います。そのときは、裁判所などに申立てを行って、差し押さえ禁止の範囲を広げてもらう、つまり受け取ることのできる金額を増やしてもらえる場合もあります。

また、生活に必要な衣類、家具、寝具や、仕事をしていく上で不可欠の道具（たとえば農家の農具）なども差し押さえが禁止されています。

さらに、子どもの教育のための物や、身体の不自由な方のための補助器具なども差し押さえが禁止されています。



## 弁護士会の法律相談のご案内

労働、多重債務、生活保護の問題は、無料相談をご利用いただけます。

### 【労働者側の労働相談】(無料)

法律のプロである弁護士が、労働者であるあなたの労働に関する悩みについて、直接ご相談に応じます。ご相談の予約は、ナビダイヤル**0570-783-552**で受け付けております。

### 【多重債務相談】(無料)

借金の整理は弁護士にお任せください。住宅ローン、カードローンはもちろん、サラ金やヤミ金など債務のトラブルすべてご相談ください。

ご相談の予約は、ナビダイヤル**0570-783-552**で受け付けております。

### 【生活保護支援システム(当番弁護士制度)】

弁護士が相談を受け、必要があれば福祉事務所への生活保護申請の代理行為や、審査請求、訴訟などの援助を行います。無料で相談できます。

ご相談の予約は、ナビダイヤル**0570-783-552**で受け付けております。

※生活保護申請について弁護士の援助を依頼する場合、日弁連委託法律援助事業による支援があり、原則として本人に費用負担を求めない取り扱いとなっていますので、安心してご相談ください。

### 【自死遺族法律相談】

ご家族、恋人、友人など大切な人を自死(自殺)で亡くされた方を対象に、弁護士が無料で法律相談を行います(原則1時間、相談は天神弁護士センターにて)。

**要予約: ご予約は専用ダイヤル 092-738-0073**

## ■ 相談のお申し込み・お問い合わせ

(自死遺族相談を除く)

**ナビダイヤル 0570-783(ナヤミ)-552(ココニ)**

ご希望の地区にお繋ぎするサービスです。

ガイダンスに従いご希望の地区をお選び下さい。

ガイダンスの途中でも操作は可能です。

福岡地区 【1】

北九州地区 【2】

筑後地区 【3】

筑豊地区 【4】を押してください。

**【福岡県内の弁護士センター】**※予約は上記のナビダイヤルへ。

(福岡地区) 天神、二日市、むなかた、いとしま、古賀

(北九州地区) 小倉、折尾、行橋、豊前、魚町

(筑後地区) 久留米、うきは、八女、柳川、大牟田

(筑豊地区) 飯塚、直方、田川



詳しくは、福岡県弁護士会のホームページ(<http://www.fben.jp/>)をご覧ください。

労働・生活保護・多重債務に関するリーフレット

福岡県弁護士会

生存権の擁護と支援のための緊急対策本部

(2014年)